

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年11月2日（平成28年（行個）諮問第162号）

答申日：平成28年12月21日（平成28年度（行個）答申第151号）

事件名：特定の不起訴処分に関する文書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「神戸地方検察庁検事が行政機関として行った特定番号A～特定番号Bに係る不起訴処分に関する情報」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月19日付け法務省秘個第26号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

憲法29条を形成する民法1条の一身専属権一身身分権に基づく請求権を侵害した。神戸地検特定副検事による不起訴処分その利用停止請求及び請求権の返還を目的とする。

法令の根拠の要らない総理大臣の私的諮問機関による上位の法（皇室典範）を決める有識者会議で下位の法での効力を左右させる総理大臣による刑法232条2項の告訴の事実（根拠）が請求人にはない。

法令上、天皇譲位は皇室典範16条「皇室会議による摂政」しか適用条文はない。

法解釈は上位の法令に反する下位の法令は効力をもたないとされている。民法1条一身専属権の法解釈を法の適用から除外して上位の法をつくり憲法98条国の最高法規である条約で遮断するのは憲法81条に反する。

明治5年（壬申戸籍）は行政文書非該当として不開示とされる。その

非開示の中で明治4年（1885年）日ソ和親条約での北方領土4島返還交渉を日口平和条約にとってかえる憲法98条で戸籍に（身分関係に）錯誤を与える「文書開示しない決定」の処分を遮断するのは上位の法規範と下位の法規範とは異なる形式の法規範であることの根拠をとり払った10月23日国勢選挙で東西枠ぐみをつくり異なる形式の法規範の根拠をとり払った本人確認書類（とされる市場の証）がないという形式上の理由は身分権に錯誤がある。

## （2）意見書

審査請求人から平成28年11月17日受付で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求に係る保有個人情報の開示請求（本件開示請求）は、平成28年6月14日に受け付けられたものであるが、本人確認の書類を複写機により複写したもの（以下「本人確認書類の写し」という。）が未提出であった。
- 2 処分庁は、本件開示請求に形式上の不備があるとして、6月23日付けで相当の期間を定めて補正を求めた（7月7日を期限）が、開示請求者からは、本人確認書類の写しの提出を拒絶する旨等が記載されていると思われる文書が送付されたのみで、補正は回復されなかった。  
このため、処分庁は、6月29日付けで再度相当の期間を定めて補正を求めた（7月6日を期限）が、開示請求者からは、期限までに何らの回答がなく、補正は回復されなかった。
- 3 上記2のとおり、開示請求者から本人確認書類の写しが提出されなかったことから、処分庁は、開示請求者が補正に応じることはないものと判断し、形式上の不備を理由に、7月19日付け法務省秘個第26号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」をもって不開示決定の処分を行ったものである。
- 4 法13条2項において、「開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（中略）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない」とされており、同法施行令11条2項において、「開示請求書を行政機関の長に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長に提出すれば足りる」とされている。

「次に掲げる書類」とは、法施行令11条1項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写しその他その者が同条2項1号に掲げる書類に記載された本人であることを示すもの

として行政機関の長が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたものであり、本件開示請求に当たっては、これらの書類のうち、法施行令11条1項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものが提出されなかったことから、形式上の不備が存するものといえる。

- 5 法13条3項において、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」とされているところ、本件開示請求においては、本人確認書類の写しの提出が必要である旨を明記し、通算で3週間という十分な期間を定めて補正を求めていることから、処分庁の手續に不備はないものといえる。
- 6 以上のことから、本件開示請求については、法18条2項に基づき、不開示決定を行ったものであり、原処分は妥当であると認められるため、本件審査請求は棄却すべきであると思料する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年11月2日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月17日      | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年12月19日   | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「神戸地方検察庁検事が行政機関として行った特定番号A～特定番号Bに係る不起訴処分に関する情報」に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報の開示請求について、開示請求に形式上の不備（本人確認書類の未提出）があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正されなかったとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

##### 2 原処分の妥当性について

諮問書に添付された添付資料によると、求補正の経緯等は、おおむね以下のとおりである。

###### (1) 求補正の経緯等について

ア 審査請求人は、平成28年6月13日付け（同月14日受付）「保有個人情報開示請求書」をもって、「神戸地方検察庁検事が行政機関として行った特定番号A～特定番号Bに係る不起訴処分に関する情報」に記録された保有個人情報の開示を求めたが、本人確認書類

の写しの提示又は提出はしなかった。

イ 法務省大臣官房秘書課個人情報保護係は、平成28年6月23日付け求補正書（回答期限は同年7月7日）をもって、法務本省では、審査請求人が開示を請求する保有個人情報を含む行政文書を保有していないため、請求が維持されたとしても、対象となる行政文書が不存在のため不開示決定がなされると思われる旨を情報提供した上で、当該請求を維持するかどうかについての回答を求め、併せて、当該請求を維持する場合は、運転免許証等本人確認書類の両面コピーが必要となるとして、その提出等を求めた。

ウ 審査請求人は、平成28年6月27日付け（同日受付）「個人情報開示請求補正書」をもって、マイナンバー制による本人確認手続を経ず請求するものである等の内容の回答をただけで、本人確認書類の写しを提出等しなかった。

エ 法務省大臣官房秘書課個人情報保護係は、平成28年6月29日付け再求補正書（回答期限は同年7月6日）をもって、上記イと同様の情報提供をするとともに、開示請求を維持するかどうかについての回答及び本人確認書類の写しの提出等を求め、併せて、当該書類が提出等されない場合は、本人確認書類の未提出等を理由として、形式上の不備による不開示決定がなされるものと思われる旨も情報提供したが、審査請求人は、回答期限までに、当該書類を提出等しなかった。

オ 処分庁は、平成28年7月19日付け「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」をもって、開示請求に形式上の不備（本人確認書類の未提出）があるとして、不開示とする決定を行った。

## （2）検討

ア 審査請求人は、本人確認書類の提出等がないことを理由に不開示とされたことに不服を申し立てていると解されるところ、求補正の経緯は上記（1）のとおりであり、処分庁は、審査請求人に対し、平成28年6月23日付け求補正書及び同月29日付け再求補正書において、回答期限をそれぞれ上記（1）イ及びエのとおり明示して、本人確認書類の写しの提出等を求める求補正を行っていることと認められるところ、このような求補正を行った回数や各補正期間の設定と、その際の情報提供の内容についてみると、その手続には、法13条3項の規定の趣旨に照らして不適切な点は認められない。また、審査請求人は、上記一連の求補正に対して、本人確認手続を経ず開示請求する等の回答をただけで、本人確認書類の写しを提出等しなかったと認められる。

イ そうすると、本件開示請求には、本人確認書類の未提出等という形式上の不備があり、審査請求人が処分庁からの適正な補正の求めに応じず、形式上の不備は補正されなかったと認められることから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由として原処分を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、本件請求保有個人情報の開示請求には、本人確認書類の未提出等という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史